

年度	事業名	事業費 (千円)	補助金 (千円)
4	各務原市庁舎整備事業	3,088,274	189,818
	各務原市商工業研修等施設整備事業	1,279,719	78,320
	尾崎地区学習等供用施設建設事業	116,557	76,300
	柿沢町学習等供用施設建設事業	89,040	47,300
	鶴沼台学習等供用施設建設事業	85,291	47,300
	陵南地区コミュニティ供用施設建設事業	101,138	36,720
	市道各400号線外5道路改良事業	87,482	65,611
	三ツ池公園設置事業	128,743	64,371
	計	4,976,244	605,740
5	昭南入会地区学習等供用施設建設事業	49,025	18,200
	新鶴沼台学習等供用施設建設事業	123,524	76,300
	陵南地区コミュニティ供用施設建設事業	182,931	85,680
	市道各400号線外5道路改良事業	76,711	57,531
	三ツ池公園設置事業	90,174	45,085
	防火水槽設置事業	16,080	10,720
	計	538,445	293,516
6	朝日東公園設置事業	83,902	41,950
	市道各400号線外5道路改良事業	54,423	40,815
	三井東町地区学習等供用施設建設事業	51,681	18,900
	鶴沼東町地区学習等供用施設建設事業	84,228	49,300
	三ツ池公園設置事業	25,500	17,000
	計	299,735	167,965
7	蘇原旭地区学習等供用施設建設事業	89,039	49,300
	大伊木大牧地区学習等供用施設建設事業	4,501	1,479
	朝日東公園設置事業	73,168	36,583
	市道各400号線外5道路改良事業	56,978	42,733
	防火水槽設置事業	18,810	12,540
	計	242,496	142,635
8	大伊木大牧地区学習等供用施設建設事業	80,546	47,821
	新加納地区学習等供用施設建設事業	6,147	2,391
	市道各400号線外5道路改良事業	78,128	58,596
	朝日東公園設置事業	30,488	20,325
	防火水槽設置事業	21,115	14,074
	計	216,424	143,207

4 特定防衛施設周辺整備調整交付金 (法第9条)

昭和49年の法律改正により制度化されたもので、内閣総理大臣が指定する特定防衛施設関連市町村に対し、防衛施設の面積、運用の態様等により交付金が決定される。

なお、本市は昭和50年3月10日付総理府告示第4号により、岐阜飛行場を特定防衛施設として、その関連市町村に指定された。

(特性)

- ・政令で定める公共施設(メニュー)のなかから、市町村が任意に整備すべき施設を選択することができる。
- ・事業費への交付金の充当率が自由である。



蘇南25号線改良舗装事業

交付金の推移（9条関係）

年度	事業名	事業費 (千円)	交付金 (千円)
昭和	那加中学校夜間照明整備事業	11,438	10,788
50	市道稲398号線舗装新設事業	9,472	9,240
	市道那774号線外3路線舗装事業	6,600	6,566
	市道鶴32号線道路改良事業	4,900	4,255
	市道那854号線外2路線舗装事業	2,820	2,805
	市道蘇南23号線外1路線舗装新設事業	2,970	2,939
	計	38,200	36,593
51	市道稲805号線外3路線改良事業	24,853	22,338
	市道鶴818号線改良事業	13,043	10,000
	稲羽・鶴沼・蘇原中学校夜間照明整備事業	37,915	28,295
	稲羽東部公民館建設事業	10,000	9,000
	計	85,811	69,633
52	市道那813号線改良舗装事業	37,555	37,000
	市道鶴49号線改良舗装事業	14,700	14,202
	市民テニスコート設置事業	24,094	22,133
	計	76,349	73,335
53	弓道場設置事業	12,750	8,300
	市道鶴49号線改良舗装事業	31,169	29,660
	市道那813号線改良舗装事業	41,039	36,144
	市道鶴824号線改良舗装事業	16,300	15,005
	計	101,258	89,109
54	市道鶴49号線改良事業	27,324	26,000
	市道鶴824号線改良事業	13,809	13,000
	市道蘇465号線改良事業	18,673	18,609
	市道稲286号線改良事業	11,327	8,629
	中央・緑陽中学校夜間照明整備事業	31,067	30,000
	中央・緑陽中学校バックネット設置事業	3,560	1,500
	計	105,760	97,738

年度	事業名	事業費 (千円)	交付金 (千円)
55	市道蘇北465号線道路改良舗装事業	15,300	13,500
	市道那454号線道路改良舗装事業	15,385	14,800
	市道蘇南128号線外1路線道路改良事業	32,600	30,800
	市道稲286号線道路改良舗装事業	34,157	32,000
	市道鶴905号線道路改良事業	25,569	24,000
	市道鶴690号線道路改良事業	3,150	2,964
	市道那448号線道路改良事業	28,274	26,500
	市道蘇南39号線道路改良舗装事業	16,184	15,200
	市道那141号線道路改良事業	11,615	10,300
	計	182,234	170,064
56	市道那141号線道路改良事業	17,043	17,000
	市道那460号線道路改良舗装事業	16,894	16,500
	市道鶴1070号線道路改良舗装事業	22,094	22,000
	市道蘇北172号線道路改良舗装事業	16,800	16,600
	市道鶴81号線道路改良舗装事業	24,351	23,500
	市道鶴839号線道路改良舗装事業	21,300	20,000
	市道鶴925号線道路改良事業	10,700	7,784
	那加楠町集会施設建設事業	48,657	47,332
	計	177,839	170,716
57	市道那474号線改良事業	16,700	16,000
	市道那305号線改良事業	24,200	19,372
	市道那141号線改良事業	27,686	25,000
	市道鶴839号線改良舗装事業	18,007	16,000
	市道鶴80号線改良舗装事業	17,000	13,939
	那加東部集会施設建設事業	50,000	50,000
	計	153,593	140,311
58	那加大東町集会施設建設事業	36,000	30,000
	市道那708号線道路改良舗装事業	23,658	18,000
	市道那305号線道路改良舗装事業	19,030	16,000
	市道那141号線道路改良舗装事業	28,380	22,648
	市道鶴80号線道路改良舗装事業	19,965	19,100
	市道蘇北430号線道路改良舗装事業	12,446	11,820
	計	139,479	117,568

年度	事業名	事業費 (千円)	交付金 (千円)
59	鶴沼川崎町集会施設建設事業	53,000	50,000
	市道那719号線改良舗装事業	22,719	9,454
	市道那141号線舗装事業	21,390	19,490
	少年自然の家クラフト室設置事業	30,000	27,000
	計	127,109	105,944
60	前渡西町集会施設建設事業	53,358	50,000
	市道那305号線道路改良舗装事業	19,090	18,000
	市道稲286号線道路改良舗装事業	51,132	36,487
	計	123,580	104,487
61	那加織田町集会施設建設事業	46,000	43,000
	市道稲286号線道路改良舗装事業	74,214	57,428
	計	120,214	100,428
62	三井北町集会施設建設事業	45,900	43,000
	市道稲286号線用地取得事業	39,048	32,321
	市道稲286号線改良舗装事業	27,064	25,784
	計	112,012	101,105
63	市道蘇南48号線外2改良舗装事業	34,452	24,628
	市道蘇南86号線外2改良舗装事業	28,150	20,000
	市道那712号線改良舗装事業	24,790	17,700
	市道那518号線改良舗装事業	18,199	13,500
	市道那528号線改良舗装事業	11,437	7,102
	市道那307号線改良舗装事業	11,700	7,200
	市道那708号線改良舗装事業	17,000	10,400
	計	145,728	100,530
平成元	長平集会施設設置事業	47,380	44,000
	蘇北62号線外1改良舗装事業	86,552	62,12
	那716号線外1改良舗装事業	27,118	23,00
	那472号線改良舗装事業	24,545	22,00
	計	185,595	151,126
2	各務原町集会施設設置事業	73,141	50,000
	蘇北559号線改良舗装事業	28,686	25,845
	蘇北559号線改良舗装事業(その1)	12,515	9,493
	那419号線改良舗装事業	21,321	16,000
	計	135,663	101,338

年度	事業名	事業費 (千円)	交付金 (千円)
3	三柿野東集会施設設置事業	44,496	40,000
	蘇北559号線改良舗装事業	31,011	27,000
	那418号線外1改良舗装事業	42,014	36,228
	計	117,521	103,228
4	那709号線外4改良舗装事業	32,105	26,400
	那307号線外1改良舗装事業	40,464	33,300
	蘇北559号線外1改良舗装事業	44,191	40,400
	蘇北559号線改良舗装事業(その1)	20,600	15,247
	計	137,360	115,347
5	那721号線外3改良舗装事業	41,921	34,500
	那312号線外1改良舗装事業	29,520	24,500
	蘇北559号線改良舗装事業	70,784	57,512
	計	142,225	116,512
6	蘇南47号線外3道路改良舗装事業	30,076	26,500
	蘇北559号線道路改良舗装事業	65,910	56,734
	那711号線外1道路改良舗装事業	40,170	34,500
	計	136,156	117,734
7	蘇南25号線道路改良舗装事業	18,128	16,000
	那1046号線道路改良事業	95,398	90,000
	那698号線外6道路改良舗装事業	55,620	49,000
	那397号線道路改良舗装事業	39,140	34,031
	計	208,286	189,031
8	那1046号線道路改良事業	88,242	79,655
	蘇南73号線道路改良舗装事業	29,355	27,000
	那加蘇原線岐阜犬山線交差点改良事業	72,746	65,000
	計	190,343	171,655

5 住宅防音工事の助成 (法第4条)

自衛隊等の航空機の頻繁な離着陸等による騒音障害が著しい区域を国が指定し、その区域内にある住宅の障害を軽減するため、住宅防音工事の助成措置がとられている。

(対象区域の指定)

岐阜飛行場周辺では、次のように第一種区域が指定されている。

85W E C P N Lの区域	昭和54年6月15日	告示
80 " の区域	昭和55年9月10日	告示
75 " の区域	昭和60年3月18日	告示

(対象となる住宅)

従前は上記対象区域の指定(告示)の日、その区域内に現存する住宅に限られていたが、平成8年度より75Wの区域告示日以前に現存する家屋はすべて対象となった。

しかし、次のような家屋は対象とならない。

- ・指定(告示)の日より後に建築された住居(但し、告示日以前に建築された住居を建てかえたものは除く。)
- ・事務所、工場、店舗等、居住以外の用に供されている家屋。

(工事内容等)

(1) 防音工事は、騒音を75W以上80W未満の区域は20デシベル以上、80W以上の区域は25デシベル以上軽減するため、次のような工事が施工される。

◎80W以上の区域(第1工法)

- ・防音サッシ、防音ふすまの取付け
- ・エアコン、換気扇の取付け
- ・壁、天井を防音壁、防音天井に改造

◎75W以上80W未満の区域(第2工法)

- ・防音サッシ、防音ふすまの取付け
- ・エアコン、換気扇の取付け

(2) 初めて防音工事をする場合(「新規防音工事」という。)、世帯人員が4人以下の場合は1室とし、5人以上の場合には2室まで施工される。

(3) 既に新規防音工事を実施した住宅を対象に、世帯人員に応じて最高5室(新規防音工事を含む。)までの防音工事(「追加防音工事」という。)が施工される。

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

(4) 空気調和機器機能復旧工事は、防音工事で設置した空気調和機器(冷暖房機、空調換気扇、レンジ換気扇)で、設置後10年以上経過し、老朽化によりその機能が失われているものについての取替え工事(復旧工事)を行う。

(経費の負担)

(1) 防音工事に対する直接的な経費は、次の限度額以内は全額を国が補助する。

(千円)

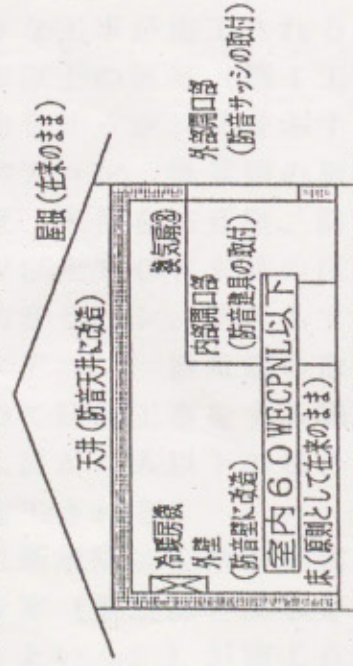
区域の区分	80W以上の区域		75W~80W未満の区域	
	本工事費	補助事業費限度額	本工事費	補助事業費限度額
1居室防音工事	2,587	2,993	1,587	1,873
2居室防音工事	4,287	4,725	2,587	2,889
3居室防音工事	5,937	6,448	3,287	3,613
4居室防音工事	7,437	7,979	3,987	4,322
5居室防音工事	8,537	9,102	—	—

(平成9年度現在)

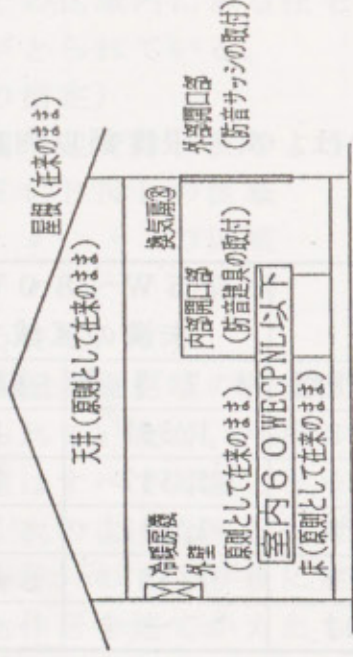
(2) 空気調和機器機能復旧工事に要する費用のうち10分の9を国が補助する。但し、生活保護法に規定する被保護者については全額を補助する。

住宅防音工事の内容

第I工法 [計画防音量 25dB以上]
(80 WECPNL以上の第一種区域に適用)



第II工法 [計画防音量 20dB以上]
(75 WECPNL以上80 WECPNL未満の第一種区域に適用)



第I工法と第II工法の比較

区分	第I工法	第II工法
施工対象区域	80 WECPNL以上の第一種区域	75 WECPNL以上80 WECPNL未満の第一種区域
計画防音量	25dB以上	20dB以上
屋根	在来のまま	在来のまま
天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。但し、著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合には有効な遮音工事を実施
壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	原則として在来のまま。但し、著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合には補修工事を実施
外部開口部	防音サッシ(第I工法用)の取付	防音サッシ(第II工法用)の取付
内部開口部	防音建具(襖・ガラス戸等)の取付	防音建具(襖・ガラス戸等)の取付
床	原則として在来のまま。但し、著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合には補修工事を実施	原則として在来のまま。但し、著しく防音上有害な亀裂、隙間がある場合には補修工事を実施
空調調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置	
その他	住宅防音工事に伴う必要な工事	

【防音工事の推移】

(1) 防音工事

年度	新規防音工事 (世帯)	追加防音工事 (世帯)	計 (世帯)	補助金額 (千円)
51	15		15	26,163
52	99		99	174,334
53	153		153	262,503
54	736	6	742	1,283,621
55	697	30	727	1,427,705
56	771	50	821	1,640,883
57	870	50	920	1,768,533
58	738	51	789	1,541,321
59	562	55	617	1,083,976
60	981	61	1,042	1,486,549
61	931	71	1,002	1,397,648
62	1,147	57	1,204	1,730,740
63	1,282	51	1,333	1,914,093
1	1,616	26	1,642	2,251,162
2	1,249	101	1,350	1,884,538
3	880	568	1,448	3,129,531
4	254	788	1,042	3,482,591
5	124	747	871	3,417,412
6	109	986	1,095	3,019,997
7	71	923	994	2,790,752
8	78	837	915	2,473,516
計	13,363	5,471	18,834	38,187,568

(2) 空気調和機器機能復旧工事

年度	実施世帯数 (世帯)	補助金額 (千円)
1	1	290
2	26	8,835
3	35	11,216
4	34	11,142
5	56	23,057
6	91	33,715
7	117	41,029
8	95	33,689
計	455	162,973



住宅防音事業

6 移転の補償および土地の買入れ (法第5条)

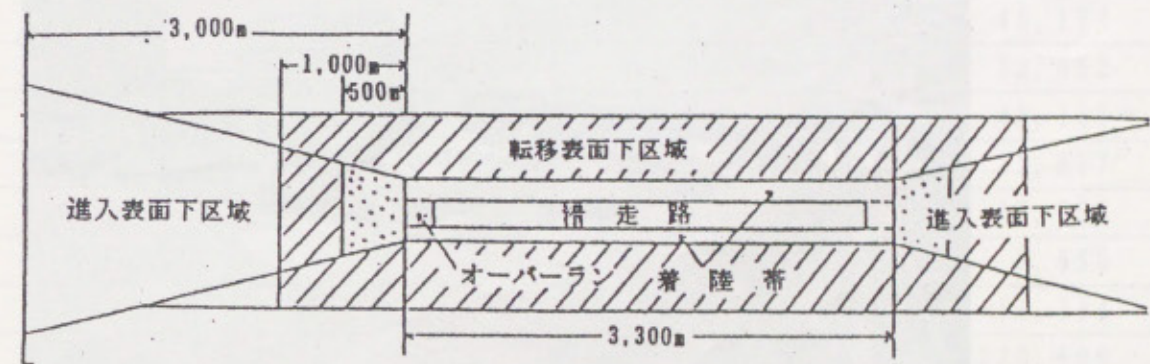
航空機の頻繁な離発着等による騒音障害が特に著しい区域を国が指定し、その区域内にある建物等の所有者が、その建物等を区域外へ移転し、または除却するとき、それによって生ずる損失を国が補償するものである。

また、区域内に所在する土地の所有者がその土地の買入れを申し出るときは、国が買い入れている。

(対象となる区域)

旧法； 進入表面および転移表面の投影面と一致する区域のうち、着陸帯の短辺の側における着陸帯の中心線の延長1,000mの点において、中心線と直角をなす2つの平行な直線によってはさまれる区域(下図参照)

新法； WECPL測定値が90以上の区域(第2種区域)



//// 除外区域

建物は全部移転、土地は建物に伴う宅地及び更地の買収

..... 非除外区域(指定区域で除外区域でない区域)

建物は全部移転、土地は全部買収

(対象となる物件)

(1) 建物等の移転または除却の補償は、第2種区域の指定の際、現に所在する建物等を対象として行なわれる。したがって、当該区域の指定後に建築された建物等は補償の対象とならない。なお、新法の施行の際、現に旧法第5条第1項の規定により進入表面および転移表面下の指定された区域は、第2種区域とみ

しかしながら、第3種区域以外の区域、すなわちドーナツ第2種区域に所在する立木竹、その他の土地に定着する物件（建物を除く。）にあっては、建物と一体として利用されているもの限り対象とされる。第3種区域（95WECPNL以上）に所在する立木等にあっては、すべて対象となる。

(3) 買入れの対象となる土地は、第3種区域にあっては当該区域内にあるすべての土地が対象となるが、いわゆるドーナツ第2種区域にあっては、当該区域指定の際、宅地である土地と、建物等の移転または除却により補償を受けることとなる者が、当該補償に係る物件の移転または除却により、従来利用していた目的に供することが著しく困難となる土地である。



三井東町2丁目地内の緑地

【移転補償等の推移】

年 度	建 物 等		土 地		補償金額 千円
	件 数	面 積 m ²	件 数	面 積 m ²	
昭和42年度	3	1,275	3	6,906	46,266
43	8	1,679	13	22,757	114,653
44	—	—	1	2,111	13,870
45	—	—	—	—	—
46	1	574	1	675	21,966
47	1	219	2	5,001	52,666
48	1	260	10	9,051	109,531
49	—	—	9	6,278	71,538
50	—	—	5	4,452	52,362
51	—	—	6	5,853	70,168
52	8	401	8	5,672	111,517
53	—	—	12	10,737	124,571
54	—	—	7	6,152	84,993
55	2	128	4	2,522	46,174
56	—	—	4	2,086	32,652
57	—	—	4	3,180	48,161
58	—	—	2	720	23,817
59	—	—	1	965	17,756
60	—	—	1	204	5,650
61	1	135	1	251	11,394
62	—	—	4	2,746	120,600
63	1	209	4	1,451	89,887
平成元年度	2	639	2	828	296,925
2	3	479	8	3,022	288,613
3	—	—	5	1,224	69,153
4	—	—	2	497	35,797
5	—	—	5	1,297	87,158
6	—	—	4	1,461	100,167
7	—	—	4	1,916	90,006
8	—	—	3	1,858	85,327

(買い入れた土地の利用等)

買い入れた土地は、緑地帯その他の緩衝地帯等として整備されます。防衛施設庁行政財産は、平成9年3月31日現在で基地の東西で合わせて、約110千㎡あります。

そのうち、法第7条に基づき、市が無償使用の許可を受けている土地が7,535.74㎡となっている。

《使用許可地》

利用状況	許可面積	住所
広場、防火水槽埋設地	506.37㎡	三井東町2-54
広場	511.65㎡	三井東町2-58~60
児童公園(子供広場)	1,029.97㎡	鶉沼三ツ池町6-19-2
公園(ゲートボール場)	1,357.92㎡	鶉沼三ツ池町6-228
駐車場(炉畑遺跡用)	984.22㎡	鶉沼三ツ池町6-215
道路・下水道敷地等	3,145.61㎡	鶉沼三ツ池町地内他
合計	7,535.74㎡	

(8年度末実績)

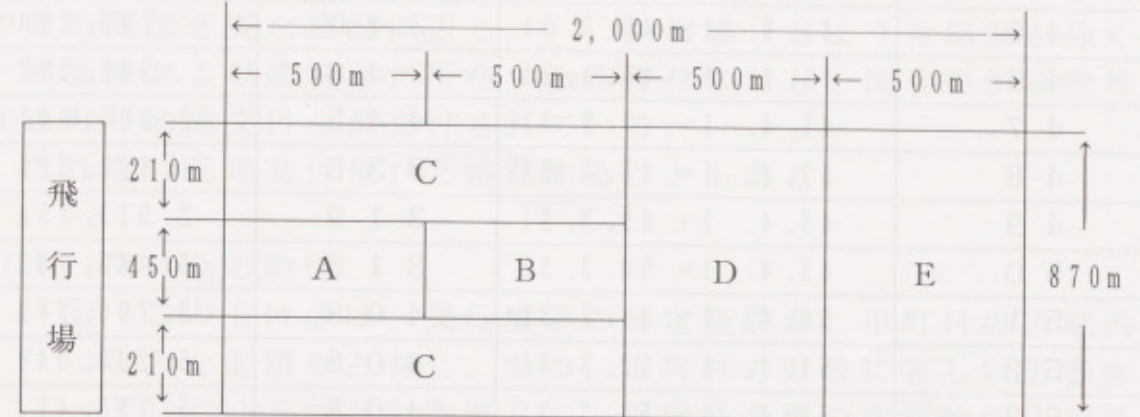


三ツ池町6丁目地内 子供広場

7 農耕損失の補償 (法13条)

航空機の頻繁な離着陸等によって生ずる農耕作業の能率低下等の損失を補償されている。

(1) 対象となる区域



(2) 補償される額

		阻害率	
1時間当り	補償対象期間中	1時間当り	A地域 100%
の労務費	× における所要	× 1/60 × 行為の回数	B # 80%
	労働投下時間	の就労阻害	C # 60%
			D # 40%
			E # 20%

(3) 補償の特性

- ・自衛隊の特定の行為により生じた損失であること。
- ・従来適法に農林漁業等の事業を営んでいるものが、その事業の経営上被った損失であること。
- ・他の法律による損害賠償または損失補償の責めに任じない損失であること。
- ・損失は通常生ずべき損失で、金銭補償を行うことから成り立っていること。

【農耕損失補償の推移】

年 度	補 償 対 象 期 間	対 象 者 数	補 償 額
昭和43年度	昭和42.4.1~43.3.31	356人	469,535円
44	43.4.1~44.3.31	336	528,308
45	44.4.1~45.3.31	340	775,290
46	45.4.1~46.3.31	348	938,217
47	46.4.1~47.3.31	445	2,205,644
48	47.4.1~48.3.31	335	1,803,380
49	48.4.1~49.3.31	319	2,539,354
50	49.4.1~50.3.31	315	3,085,783
51	50.4.1~51.3.31	409	3,706,882
52	51.4.1~52.3.31	408	5,230,040
53	52.4.1~53.3.31	408	5,666,411
54	53.4.1~54.3.31	405	5,351,471
55	54.4.1~55.3.31	381	5,354,915
56	55.4.1~56.3.31	358	3,655,898
57	56.4.1~57.3.31	353	4,676,352
58	57.4.1~58.3.31	348	4,686,276
59	58.4.1~59.3.31	334	5,328,824
60	59.4.1~60.3.31	329	5,997,934
61	60.4.1~61.3.31	325	4,814,312
62	61.4.1~62.3.31	322	4,700,490
63	62.4.1~63.3.31	311	4,921,949
平成元年度	63.4.1~平成元.3.31	299	5,219,728
2	平成元.4.1~2.3.31	282	4,974,915
3	2.4.1~3.3.31	292	5,088,359
4	3.4.1~4.3.31	286	4,858,126
5	4.4.1~5.3.31	281	3,688,430
6	5.4.1~6.3.31	281	3,704,064
7	6.4.1~7.3.31	287	3,335,428
8	7.4.1~8.3.31	269	3,514,019

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律）

国が所有する固定資産のうち、米軍に使用させているもの、並びに自衛隊が使用している飛行場（航空機の離着陸、整備および格納のため直接必要な施設に限る。）、演習場（しょう舎施設を除く。）、弾薬庫および燃料庫が所在する市町村に対し、国有提供施設等所在市町村助成交付金が交付されている。

これを「基地交付金」と略称することもある。

（1）交付金の特性

① この交付金は、飛行場等の特定施設が、市町村の区域内に広大な面積を占有し、かつ、市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するため、財政補給金的なものとして交付されているものである。

② 交付金の総額は、例えば実質的には固定資産税である国有資産等所在市町村交付金のように、客体となる固定資産の価格に応じて自動的に定まるものでなく、毎年度、国の予算で定めるところによるものとされている。

③ 交付金は、固定資産の価格、市町村の財政状況等を考慮して交付することとされている。その交付基準は、政令で定められているが、

(ア) 交付金の総額の70/100に相当する額を固定資産の価格に按分し、(イ) 残り30/100に相当する額を固定資産の種類及び用途、市町村の財政状況等を考慮して配分し、(ア)と(イ)の合算額が交付される。

なお、上記固定資産の価格は、国有財産台帳に登録された価格によるものとされている。（台帳価格は、5年ごとにその年の3月31日の現況において改定されることとなっている。）

【基地交付金の推移】

年 度	全 国 交 付 額	各務原市交付金額
昭和38年度	12.0億円	10,151千円
39	13.5	10,584
40	14.0	11,132
41	15.0	11,685
42	17.0	17,001
43	19.0	19,623
44	26.0	27,120
45	31.5	33,568
46	35.5	37,831
47	43.7	46,283
48	53.0	63,076
49	71.0	96,592
50	86.0	118,431
51	105.0	160,038
52	127.0	210,053
53	151.5	252,344
54	167.3	292,914
55	199.5	318,777
56	199.5	365,870
57	199.5	365,870
58	199.5	366,370
59	199.5	366,370
60	199.5	368,704
61	199.5	396,404
62	199.5	370,328
63	199.5	385,967
平成元年度	207.5	386,467
2	207.5	388,467
3	215.5	398,736
4	215.5	398,736
5	215.5	410,578
6	223.5	431,409
7	223.5	
8		

9. 基地に関する交付金等の推移

岐阜基地に関連して各務原市に交付された交付金、補助金等の種類および交付額は、次表のとおりである。

年度	合 計	基地交付金	国有資産等所在 市町村交付金	特定防衛施設周辺 整備調整交付金	障害防止事 業費補助金	防 音 事 業 関連維持費	民生安定施設整備 事業費補助金
38	15,241	10,151	40		5,050		
39	28,539	10,584	40		17,915		
40	17,138	11,132	40		5,966		
41	39,593	11,685	149		27,759		
42	34,311	17,001	1,012		15,349		949
43	173,909	19,623	1,028		86,939		66,319
44	158,544	27,120	1,029		91,170		39,225
45	246,904	33,568	1,029		150,743		61,564
46	435,741	37,831	1,030		249,159		147,721
47	476,678	46,283	1,632		202,511		226,252
48	503,633	63,076	2,300		215,016	1,549	221,692
49	417,504	96,592	2,229		146,014	3,013	169,656
50	418,223	118,431	2,150	36,593	137,354	3,318	120,377
51	750,806	160,038	2,292	69,633	203,534	4,812	310,497
52	779,478	210,253	6,168	73,537	278,847	7,311	203,362
53	691,724	252,344	5,566	89,109	228,799	8,400	107,506
54	723,413	292,914	5,098	97,738	158,629	8,734	160,300
55	716,408	318,777	5,119	170,064	136,245	12,942	73,261
56	1,094,138	365,870	7,002	170,716	331,164	11,133	208,253
57	1,226,041	365,870	7,942	140,311	334,794	11,631	365,493
58	970,940	365,870	8,251	117,568	292,820	13,171	173,260
59	791,722	366,370	8,282	105,944	145,679	14,420	151,027

V 基地対策を推進する組織

基地が所在することによって生ずる諸問題は、ひとりその市町村だけで対応できるものではない。

したがって、市では、他の基地所在市町村およびその周辺市町村と協調して基地対策を推進するため、次のように協議会を組織している。

1 岐阜基地周辺市町村連絡協議会

- (1) 目的 岐阜基地に関連する周辺整備対策の推進
- (2) 組織市町 各務原市、川島町、岐南町、笠松町、柳津町
- (3) 事務局 各務原市（総務部総務課基地対策係）

2 全国基地協議会

- (1) 目的 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する調査研究並びにその具体的解決方策の推進
- (2) 組織等 東京都、133市、127町村
- (3) 事務局 東京都千代田区平河町2-4-2
(全国市長会内)

基地交付金等に関する要望

基地所在市町村にあつては、広大な面積を占める基地施設に対して固定資産税を課することができず、また、米軍施設等に係る地方税についても課税することができない状況となっている。さらに、基地が所在することにより、特別の財政事情が生じていること、抜本的な都市計画の推進及び都市の発展が阻害されていることなどから、行財政運営は極めて困難となっている。

よつて、国は、平成10年度政府予算の編成にあつて、基地交付金等が歳入欠陥を補うものであること、さらには特別の財政事情に対処するための財政補給金的なものであることを重視され、他の一般行政施策と同列視することなく、特に次の事項の実現について格段の措置を講ぜられたい。

1. 基地交付金について

(1) 予算の増額確保

基地交付金については、現行対象資産に新たに対象とすべき下記資産を含

め、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。

(2) 対象資産の範囲拡大

自衛隊の使用する営舎施設、港湾施設、通信施設、飛行場の全施設、駐屯地の施設等を対象資産に加え、米軍施設との均衡を図ること。

また、基地返還後の未利用地、特定飛行場周辺の指定区域内において国が買入れた土地についても対象資産とすること。

(3) 対象資産の価格改定について

基地交付金の対象資産となる国有財産台帳価格については、固定資産税と同様に3年毎の改定を行うこと。

また、固定資産評価額と比べ著しく低い状況にあることから、適正な価格に改めること。

2. 調整交付金については、地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置による地方公共団体の税制上の損失を補てんするよう所要の予算額を確保すること。

3. 平成10年度は、基地交付金、調整交付金の3年毎の増額の年にあたることから、所要の予算額を確保すること。

以上要望する。

平成9年7月16日

全国基地協議会

会長 横須賀市長 沢田秀男

3 防衛施設周辺整備全国協議会

- (1) 目的 自衛隊等の行為によって生ずる損失の補償、
障害の防止及び防衛施設周辺の整備の促進
- (2) 組織等 130市 159市町村
- (3) 事務局 東京都千代田区平河町2-4-2
(全国市長会内)

防衛施設周辺整備対策に関する要望

我が国防衛の基盤である基地を整備し、その安定使用を図るためには、基地周辺住民の十分な理解と協力を得ることが必要不可欠であり、われわれ自治体においても、そのために鋭意努力しているところである。

また、基地が所在することによって基地周辺住民が被る不利益および障害等については、国民全体の負担をもって、その防止又は軽減を図るための適切な措置が講じられるべきものである。

しかしながら、ここ数年、防衛施設周辺整備事業にたいして十分な予算が確保されず、基地周辺住民の一層の理解を得ることが困難な状況となっている。

よって、国は、平成10年度の予算編成にあたって、防衛施設周辺整備事業を一般行政施策に係る財政措置と同列視することなく、特に次の事項の実現について格段の措置を講ぜられたい。

1. 基地対策経費の増額確保について

- (1) 障害防止事業、騒音防止事業、民生安定事業、道路改修事業及び周辺整備調整交付金等、防衛施設周辺整備事業に係る予算の増額確保を図ること。
- (2) 沖縄米軍基地の移転・返還に伴う経費については、防衛費と別枠で措置すること。

2. 障害防止事業の助成について

- (1) 障害防止及び騒音防止事業については、その全額を国庫負担とし、その対象施設及び適用地域の範囲を拡大すること。
- (2) 障害防止工事施行施設等における維持管理費補助のについて、その充実を図るとともに、これに必要な経費を全額国庫負担とすること。また、同施設の老朽化に伴う更新、改良に要する経費を補助対象とすること。
- (3) テレビ放送受信料の減免区域の拡大を図るとともに、全額免除すること。また、電話料の軽減を図ること。
- (4) 重火器使用等に伴う騒音・振動について適当な対策を講ずること。

3. 住宅防音の助成について

- (1) 住宅の騒音防止工事の補助対象区域について、騒音障害の実態に即して拡大するとともに、演習場等も対象とすること。
- (2) 住宅防音工事の補助限度額を引き上げること。
- (3) 住宅の騒音防止工事について、指定区域告示後の新築等についても全室を対象とするなど、条件の緩和を図ること。
- (4) 第Ⅰ工法及び第Ⅱ工法の格差を是正するとともに、工事内容の充実を図ること。
- (5) 冷暖房機器等の耐用年数を実態に即するよう改正するとともに、その更新に要する経費を全額助成すること。
- (6) 防音防止工事施行済住宅に係る防音関連維持費については、その全額を国庫負担とすること。

4. 民生安定事業の助成について

- (1) 補助対象施設及び適用地域の範囲を拡大するとともに、採択基準を緩和すること。
- (2) 補助額を引き上げるとともに、基準面積の改善を図ること。
- (3) 施設の維持管理費及び老朽化に伴う更新、改良等に要する経費についても補助対象とすること。

5. 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

- (1) 対象施設を拡大するとともに維持管理費についても補助対象とすること。
- (2) 交付基準を基地の態様、地域の被害の実態に即するよう改正すること。
- (3) 特定防衛施設の指定範囲を拡大すること。
- (4) 事業の円滑な推進のため、交付金を早期決定し、すみやかに交付を行うこと。

6. 基地対策事業の採択等について

- (1) 防衛施設周辺整備事業の採択要件を大幅に緩和すること。
- (2) 補助金等の申請時における提出書類、添付関係書類を必要最小限とし、工事雑費と地方事務費の一元化を図る等事務手続きを簡素化するとともに、補助金を早期に内示し、すみやかに交付決定を行うこと。

7. 移転補償等について

- (1) 飛行場周辺の移転補償対象区域の指定については、地元市町村の意向を十分に考慮すること。また、移転補償は、適正な時価によることとするとともに、告示後の建物についても対象とすること。さらに、移転の円滑促進のため、適切な措置を講ずること。

- (2) 国が買入れた土地について、その適正管理を行うこと。また、その土地の利用については、地元市町村の意向に沿ったものとするとともに、無償使用期間の延長及び申請手続き等の簡素化を図ること。

8. 損失補償について

損失補償の対象区域の範囲を拡大するとともに、補償額の増額を図ること。また、商工農漁業者の経営上の損失及び土地利用の制約による損失についても特別の救済措置を講ずること。

9. 基地対策事業の財政措置の強化について

- (1) 基地対策事業に係る地方負担分について財政措置を強化すること。
(2) 委託事務費を大幅に増額し、基地対策担当職員の人件費及び騒音、水質測定機器の購入費等、基地対策に必要な事務経費のすべてを補助対象とすること。

10. 提供施設の移設経費の確保について

移設計画に基づく提供施設の移設を促進するため、所要予算額の確保を図ること。

11. 基地対策の再検討等について

- (1) 基地の態様変化については、事前に地元市町村と緊密な連絡を図り、その意見を十分に尊重すること。
(2) 基地の所在が都市計画、地域開発計画等に重大な支障を来してしる場合は、その設置について再検討を行うこと。また、跡地利用及び土地利用の規制緩和等については、地元市町村の意向を十分に反映させること。
(3) 航空機の騒音・振動の防止及び軽減のための技術開発に努めるとともに、消音装置、遮音壁並びに騒音緩衝林の設置等の騒音防止対策を推進すること。
(4) 航空機事故を防止するため、整備点検を強化するとともに、飛行活動にあたっては、安全飛行の徹底等を周辺住民・産業に十分配慮すること。
(5) 装軌車等の通行による騒音・振動及び泥土・粉じんについて、適切な対策を講ずること。

以上要望する。

平成9年7月16日

防衛施設周辺整備全国協議会

会長 浜松市長 栗原 勝

基地関係予算の確保に関する要望

我が国を取り巻く国際情勢は、冷戦の終焉後も不安定な要素を幾つも抱えており、全国780に及ぶ基地関係市町村は、国家的要請である基地の安定使用に資するため、周辺住民の理解と協力を得るべく、日夜、懸命の努力を重ねてきているところであります。

基地が所在することによる障害及び不利益への対応は、国の責務として、基地関係市町村のみでなく、広く国民全体の負担をもって、その防止又は軽減を図るための適切な措置が講じられるべきものであります。

しかしながら、ここ数年、周辺住民対策事業については、十分な予算が確保されず、基地周辺住民の一層の理解を得ることが困難な状況となっており、また、沖縄米軍基地の移転・返還に伴う経費の取り扱いについては、種々議論がなされ、防衛予算全体に対する影響も懸念されているところであります。

このような中、国におかれては、先般、財政構造改革に向けた施策が打ち出されたところであり、その緊急性については十分認識を持っておりますが、我が国防衛の基盤である基地の重要性に鑑み、基地交付金等が、固定資産税の代替的性格を有し、又、基地周辺対策事業そのものが補償的性格の強い事業であることから、他の行政施策に係る財政措置と同一視することなく、格段の措置を講ずることが肝要であります。

よって、国は、平成10年度予算編成にあたっては、基地問題が沖縄に限らず、基地関係市町村共通の課題であるとの認識のもと、基地関係市町村に対する自治省所管の「基地交付金並びに調整交付金」及び防衛施設庁所管の「基地周辺対策事業」について、その所要額を確保されるよう強く要望いたします。

平成9年7月16日

全国基地協議会
会長 横須賀市長 沢田 秀男

防衛施設周辺整備全国協議会
会長 浜松市長 栗原 勝

VI 国等の基地関係機関

1. 防衛施設庁

防衛施設庁は、防衛庁の機関として設置され、基地周辺対策を初め、自衛隊及び駐留軍施設の取得、管理とそれに係る損失の補償あるいは、建設工事の実施等を行なっている。

(1) 名古屋防衛施設支局

《所在地》 〒460 名古屋市中区三の丸2丁目2番1号
 名古屋合同庁舎 第1号館 7F
 TEL (052) 952-6600 (代表)
 FAX (052) 952-8230

《組織》

防衛施設庁——大阪防衛施設局——名古屋防衛施設支局

総務課	総務係・企画係・人事係
会計課	総務係・会計係・出納係
施設企画課	企画係・連絡調整係・業務係
施設管理課	管理第一係・管理第二係・管理第三係 取得第一係・取得第二係
施設対策第1課	施設対策係・障害防止係・道路係
施設対策第2課	防音第一係・防音第二係・移転措置係 住宅防音第一係・住宅防音第二係・ 住宅防音第三係
建設企画課	契約係・計画調整係
建築課	建築第一係・建築第二係・ 電気設備係・機械設備係・通信係
土木課	土木係

2. 財団法人防衛施設周辺整備協会

財団法人防衛施設周辺整備協会は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸問題の解決と改善のため、必要とされる施策についての調査及び研究を行い、その結果を国及び地方公共団体等の施策に反映させ、又必要な事業の推進に協力し、もって民生の安定及び福祉の向上に寄与することを目的として昭和52年6月1日に設立された。

平成9年度の主な事業は、次のとおりである。

1. 助成事業

- (1) 放送受信障害対策として、国の補助を受け、飛行場等の周辺特定地域のNHK放送受信契約者に対し、受信料（地上放送）の半額を助成する。
- (2) 騒音対策として、国の補助を受け、住宅防音事業を実施した生活保護世帯に対し、空調機器の使用に伴う電気料金を助成する。
- (3) 自衛隊現地機関が実施する防衛施設周辺住民との融和を図るための行事に対し、経費の一部を関係団体に助成する。
- (4) 防衛施設周辺市町村又は、自衛隊等協力団体が実施する自衛隊等と防衛施設周辺住民との融和を図るための行事に対し、経費の一部を関係団体に助成する。

2. 融資事業

合衆国軍隊の構成員等の公務外の不法行為による被害者等に対し、無利子で融資を行う。

3. 講演会等の実施

- (1) 防衛施設周辺市町村との共催により、学識経験者等を招き、各種講演会を実施する。
- (2) 防衛施設周辺市町村との共催により、その地域に適応した市民活動講習会を実施する。

4. 調査研究

- (1) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する諸施策について、必要な調査研究を行う。
- (2) 防衛施設と周辺住民の生活環境との調和を図りつつ、飛行場等の周辺財産を有効に利用することについて、調査研究を行う。
- (3) 住宅防音等の工法及び防音効果等について、調査研究を行う。
- (4) 防衛施設周辺の航空機騒音等に関し、大学等と学術、技術の交流を行う。

5. 国からの受託事業

- (1) 飛行場等の周辺に係る騒音度等の調査を行う。
- (2) 飛行場における緑地帯の運用及び実態把握調査を行う。
- (3) 防衛施設の周辺財産について、巡視及び清掃等の経常的管理業務を行う。
- (4) 防衛施設の周辺財産等について、立木調査を行う。
- (5) 演習場等防衛施設における周辺防災対策関連基礎調査等を行う。
- (6) 演習場における防災調整池、赤土流失防止施設等の保全対策業務を行う。

6. 住宅防音事業

- (1) 飛行場等の周辺において、住宅防音事業の事務の受託業務を行う。
- (2) 住宅防音事業で設置した空気調和機器の機能復旧事業の事務の受託業務を行う。
- (3) 空気調和機器の機能復旧事業を実施するための事前調査の受託業務を行う。

7. 研修会の実施

防衛施設周辺整備全国協議会との共催により全国基地周辺対策実務中央研修会及び地方基地周辺対策協議会との共催により基地周辺対策実務地方研修会を行う。

8. 出版等事業

「調和－基地と住民」、「防衛施設広報」、「防衛施設庁幹部職員録」等の出版等を行う。

9. 広報事業

「調和－基地と住民」、「防衛施設広報（資料版）」及び「セキ ユリタリアン」を関係機関等に無償で配布する。

1. (財団法人) 防衛施設周辺整備協会

《所在地》 〒105 東京都港区芝3-41-8

Tel (03) 3451-9221

2. (財団法人) 防衛施設周辺整備協会 岐阜支所

《所在地》 〒504 各務原市那加織田町1丁目23番地
各務原会館2F

Tel (0583) 83-1666

I 基地関係法令

1 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 (昭和49年6月27日法律第101号)

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備(第3条～第12条)

第3章 損失の補償(第13条～第18条)

第4章 雑則(第19条)

附 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第2条第1項に規定する自衛隊(以下「自衛隊」という。)又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

(障害防止工事の助成)

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

(1) 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設

(2) 道路、河川又は海岸

(3) 防風施設、防砂施設その他の防災施設

(4) 水道又は下水道

(5) その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第3項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所
- (3) 前2号の施設に類する施設で政令で定めるもの
(住宅の防音工事の助成)

第4条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設周辺の区域（以下「第1種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。
(移転の補償等)

第5条 国は、政令で定めるところにより第1種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する区域（以下「第2種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第2種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却により通常生ずべき損失を補償することができる。

2 国は、政令で定めるところにより第2種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。

3 国は、地方公共団体その他の者が第2種区域内から住所を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水路、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。
(緑地帯の整備等)

第6条 国は、政令で定めるところにより第2種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛施設庁長官が指する区域（以下「第3種区域」という。）に所在する土地で前条第2項の規定により買入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

2 国は、前項の土地以外の第3種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。
(買入れた土地の無償使用)

第7条 国は、第5条第2項の規定により買入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。

2 国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。
(民生安定施設の助成)

第8条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定防衛施設周辺整備調整交付金)

第9条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

- (1) ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- (2) 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- (3) 港湾
- (4) その他政令で定める施設

2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

(資金の融通等)

第10条 国は、第3条の工事を行うもの又は第8条の措置を採る地方公共団体に対し、必要な資金の融通又はあっせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第11条 国は、第3条の工事、第8条の措置又は第9条第2項の整備に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力等)

第12条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たっては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備について、計画的に推進するよう努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第13条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を受けたときは、国がその損失を補償する。

- (1) 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- (2) 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- (3) その他政令で定める行為

2 前条の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第1項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第14条 前項の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の申請書を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第15条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、総理府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に異議を申し出ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があったときは、その申出のあった日から30日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第16条 国は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があった場合において同条第2項の規定による決定があったときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償を交付する。

(増額請求の訴え)

第17条 第15条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から3月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訴の方式)

第18条 第14条第3項の規定による決定に不服がある者は、第15条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

第4章 雑則

(自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用)

第19条 第3条第2項及び第4条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第14条第1項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

附則 (略)

2 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令 (昭和49年6月27日政令第228号)

(障害の原因となる自衛隊等の行為)

第1条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行のひん繁な実施

(2) 艦船又は舟艇のひん繁な使用

(3) 法第2条第2項に規定する防衛施設の整備のための土地又は土地の定着物の形質の著しい変更

(4) 電波のひん繁な発射

(障害防止工事の補助の割合)

第2条 法第3条第1項に規定する補助の割合は、10分の10とする。ただし、障害の発生が法第2条第1項に規定する自衛隊等(以下「自衛隊等」という。)以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受けるものを利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、防衛施設庁長官の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。

2 前項ただし書の規定により補助の割合を減ずるに当たっては、当該工事につき法第3条第1項の規定の適用がないものとした場合の国の負担又は補助に係る割合を下らないものとする。

(障害防止工事の対象となる施設)

第3条 法第3条第1項第5号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 鉄道

(2) テレビジョン放送の受信に係る有線電気通信を行うための共用の施設

(著しい音響の原因となる自衛隊等の行為)

第4条 法第3条第2項の政令で定める行為は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施とする。

(著しい音響の基準)

第5条 法第3条第2項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ防衛施設庁長官が定める限度を超える場合に行うものとする。

(防音工事の補助の割合)

第6条 第2条の規定は、法第3条第2項の規定による補助の割合について準用する。この場合において、第2条第1項ただし書中「行為」とあるのは、「行為(法19条の規定により自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなされるものを除く。)」と読み替えるものとする。

(防音工事の対象となる施設)

第7条 法第3条第2項第3号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第82条の2に規定する専修学校

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、同法第42条に規定する精神薄弱児施設、同法第42条の2に規定する精神薄弱児通園施設又は同法第44条に規定する教護院

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条に規定する身体障害者授産施設又は同法第31条の2に規定する身体障害者福祉センター
- (4) 精神薄弱者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の5に規定する精神薄弱者更生施設又は同法第21条の6に規定する精神薄弱者授産施設
- (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校
- (6) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1に規定する保健所
- (7) 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設
- (9) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人ディサービスセンター又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム又は同法第20条の7の2に規定する老人在宅介護支援センター
- (10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター（第1種区域、第2種区域及び第3種区域の指定）

第8条 法第4条の規定による第1種区域の指定、法第5条第1項の規定による第2種区域の指定及び法第6条第1項の規定による第3種区域の指定は、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響の影響度をその音響の強度、その音響の発生の回数及び時刻等を考慮して総理府令で定める算出方法で算出した値が、その区域の種類ごとに総理府令で定める値以上である区域を基準として行うものとする。

（移転等の補償の対象とする物件）

第9条 法第5条第1項の規定による補償は、同項に規定する第2種区域のうち法第6条第1項に規定する第3種区域以外の区域に所在する立木竹その他土地に定着する物件（建物を除く。）にあっては、建物と一体として利用されているものに限りに、行うことができる。

（買入れの対象とする物件）

第10条 法第5条第2項の規定による買入れは、同条第1項に規定する第2種区域のうち法第6条第1項に規定する第3種区域以外の区域に所在する土地にあっては、次のいずれかに該当するもの限り、行うことができる。

- (1) 宅地（法第5条第1項の規定による指定の際、（法附則第4項の規定により第2種区域とみなされた区域に所在する土地にあっては、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号、以下「旧法」という。）第5条第1項の規定により当該区域が指定された際）宅地であるものに限る。）
- (2) 法第5条第1項の規定による補償を受けることとなる者が、当該補償に係る移転又は除却により、その物件の所在する土地以外の土地（前号に掲げる宅地を除く。）でその者の所有に属するものを従来利用していた目的に供することが著しく困難となる場合におけるその土地

（土地の無償使用に係る施設）

第11条 法第7条第1項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 花壇
- (2) 種苗を育成するための施設

- (3) 駐車場
- (4) 消防に関する施設
- (5) 公共用施設の建設に必要な資材又は機械器具を保管するための施設（民生安定施設の範囲及び補助の割合）

第12条 法第8条の規定による補助に係る施設は、次の表の2欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第3欄に掲げる割合の範囲内で防衛施設庁長官が定める割合又は同表の第3欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
1	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）第2条に規定する有線ラジオ放送の業務を行うための施設	10分の8
2	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	10分の8
3	児童福祉法第41条に規定する養護施設	10分の7.5
4	保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第21条第2号に規定する看護婦養成所又は同法第22条第2号に規定する准看護婦養成所	10分の7.5
5	電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	10分の7.5
6	老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム	10分の7.5
7	消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）第3条に規定する消防施設	3分の2
8	公園、緑地その他の公共空地	3分の2
9	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道	10分の6
10	有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）第2条第2項に規定する有線放送電話業務を行うための施設	10分の5.5
11	し尿処理施設又はごみ処理施設	10分の5
12	老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センター	防衛施設庁長官が定める額
13	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛施設庁長官が定める額
14	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地	10分の7.5
15	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	3分の2
16	その他防衛施設庁長官が指定する施設	10分の7.5

(特定防衛施設として指定することができる防衛施設)

第13条 法第9条第1項第4号の政令で定める防衛施設は、次に掲げる防衛施設とする。

- (1) 大規模な弾薬庫
- (2) 市街地又は市街地化しつつある地域に所在する防衛施設(法第9条第1項第1号から第3号までに掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。)で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合(当該防衛施設が2以上の市町村にわたって所在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、もっとも高い割合)が著しく高いもの

(特定防衛施設周辺整備調整交付金による整備の対象となる公共用の施設)

第14条 法第9条第2項の政令で定める公共用の施設は、次に掲げる公共用の施設(国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。)とする。

- (1) 交通施設又は通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第15条 法第9条第2項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、総理府令で定めるところにより、算定した額とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により指定された特定防衛施設(以下「特定防衛施設」という。)の交付金を交付する年度(以下「交付年度」という。)の4月1日現在における面積
- (2) 当該市町村に係る特定防衛施設の交付年度の4月1日現在における面積(当該特定防衛施設の周辺の区域に法第5条第1項に規定する第2種区域があるときは、当該区域の同日現在における面積を当該特定防衛施設の同日現在における面積に加えた面積)が、当該関連市町村の同日現在における面積に占める割合
- (3) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口及び当該人口と当該関連市町村の同日の5年前の日における人口との比率
- (4) 関連市町村の交付年度の4月1日現在における人口の当該関連市町村の同日現在における面積(防衛施設庁長官が定める防衛施設の面積を除く)に対する割合
- (5) 次に掲げる特定防衛施設別の運用の態様
 - ア 飛行場又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
航空機の種類及び交付年度の前年度の末日から起算して過去3年間の航空機の離陸、着陸、急降下又は低空における飛行の総回数を3で除して得た回数
 - イ 砲撃が実施される演習場 (略)
 - ウ 港湾 (略)
- (6) 特定防衛施設に配備される艦船、航空機等の著しい変更、特定防衛施設に設置される建物

その他の工作物及び特定防衛施設を使用する人員の著しい増加その他特定防衛施設の周辺の地域における生活環境又は開発に影響を及ぼすと認められる特定防衛施設の運用の態様の変更

(損失補償の対象となる事業)

第16条 法第13条第1項の政令で定める事業は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業又は内航海運業法(昭和27年法律第151号)第2条第3項に規定する内航運送業で、総トン数40トン未満の船舶により行うものとする。

(原因となる自衛隊の行為)

第17条 法第13条第1項第1号及び第2号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難とする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛施設庁長官が定める区域内において行われる場合に限る。

第18条 法第13条第1項第3号の政令で定める行為は、防潜網その他の水中工作物の設置若しくは維持又は砲弾の破片その他の有体物の放置若しくは遺棄で、同項に規定する事業の実施を著しく困難にする行為とする。

(告示の方式)

第19条 第5条及び第17条ただし書の規定による防衛施設庁長官の定め、法第4条、法第5条第1項、法第6条第1項及び法第12条の規定による防衛施設庁長官の指定並びに法第9条第1項の規定による内閣総理大臣の指定は、官報で告示する。

附 則 (略)

3 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律

(昭和32年5月16日法律第104号)

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国とアメリカ合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和27年法律第110号)第2条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに政令で定める弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村(都の特別区の存する区域に所在するものについては、都、以下同じ。)に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)を交付する。
- 2 前項の事務は、政令の定めるところにより、自治大臣が行う。
- 3 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

4 国有提供施設等所在市町村助成交付金 に関する法律施行令

(昭和32年11月18日政令第321号)

(法第1項の固定資産)

第1条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第2条に規定する国有財産で次の各号に掲げるものに該当するものとする。

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和27年法律第110号)第2条の規定によってアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
- (2) 自衛隊が使用する飛行場(航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。)及び演習場(しょう舎施設を除く。)の用に供する土地、建物及び工作物
- (3) 自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地、建物及び工作物

2 前項第3号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第42条に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同令同条に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部が管理する施設をいう。

3 第1項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第20条の規定により、国有財産法第32条の台帳(以下「国有財産台帳」という。)に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

(市町村助成交付金の交付)

第2条 国有提供施設等所在市町村助成交付金(以下「市町村助成交付金」という。)は、毎年度、当該年度の初日の属する年(以下「当該年」という。)の3月31日現在において前条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

(市町村助成交付金の交付額の算定方法)

第3条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 市町村助成交付金の総額は10分の7に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額(国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)第2条第1項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額)にあん分した額
- (2) 市町村助成交付金の総額の10分の3に相当する額(次項の規定によって控除した額があるときは、当該控除した額を当該10分の3に相当する額に加算した額)を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に

掲げる土地、建物及び工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して自治大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となった地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定によって算定した基準財政収入額が同法第11条の規定によって算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額(以下「財源超過額」という。)が5億円をこえることとなるもの(以下「財源超過団体」という。)に対して交付すべき市町村助成交付金のうち、前項第1号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が5億円をこえる額に10分の1を乗じて得た額に相当する額(当該額が同項同号の額の10分の7に相当する額をこえる場合にあつては、当該10分の7に相当する額)を控除した額とする。

(廃置分合又は境界変更があつた場合の措置)

第4条 (略)

(土地、建物及び工作物の価格)

第5条 第3条第1項の各号において、第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の3月31日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格(国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第21条の規定によって国有財産台帳に登録すべき価格)とする。

(土地、建物及び工作物の価格の報告)

第6条 都道府県知事は、自治省令で定めるところにより、毎年度、当該年の8月31日までに、当該都道府県の区域内の市町村の区域内に当該年の3月31日現在において所在する第1条第1項各号に掲げる土地、建物又は工作物に係る前条の価格の合算額を自治大臣に報告しなければならない。

2 都道府県知事が前項の規定による報告のため、国有財産法第5条から第6条まで及び第8条第2項の規定によって当該土地、建物又は工作物を管理する同法第4条2項の各省各庁の長(同法第9条1項の規定によって各省各庁の長がその所管に属する国有財産に関する事務を部局等の長に分掌させている場合にあつては、当該部局長の長とする。以下「各省各庁の長等」という。)に対し、国有財産台帳を閲覧し、若しくは記録することを請求し又は前条の規定による国有財産台帳に登録すべき価格の通報を求めた場合においては、各省各庁の長等は、国有財産台帳を都道府県知事若しくはその指定する吏員に閲覧させ、若しくは記録させ、又は当該登録すべき価格の通報をするものとする。

(市町村助成交付金の額の通知)

第7条 自治大臣は、自治省令で定めるところにより、毎年度、当該年の10月31日までに、当該年度分として交付すべき市町村助成交付金の額その算定の基礎となった第1条第1項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額その他必要な事項を都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の算定に違法又は錯誤があつた場合の措置)

第8条 市町村長は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について違法又は錯誤があると認めるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、都道府県知事を経由して自治大臣に対し、文書で当該通知に係る市町村助成交付金の額の修正を求めることができる。

2 自治大臣は、前条の通知をした後に当該通知に係る市町村助成交付金の額の算定について錯誤があることを発見したとき、又は前項の求めがあった場合においてすでに通知した市町村助成交付金の額を修正する必要があると認めるときは、自治省令で定めるところにより、当該通知に係る市町村助成交付金の額に増額し、又はこれから減額すべき額を、次条の規定によって市町村助成交付金を交付する時まで、都道府県知事を経由して市町村長に通知するものとする。

(市町村助成交付金の交付時期)

第9条 市町村助成交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付する。

(市町村助成交付金の使途の制限等の禁止)

第10条 市町村助成交付金の交付に当たっては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

(第11条、第12条 省略)

<MEMO>



航空自衛隊岐阜基地

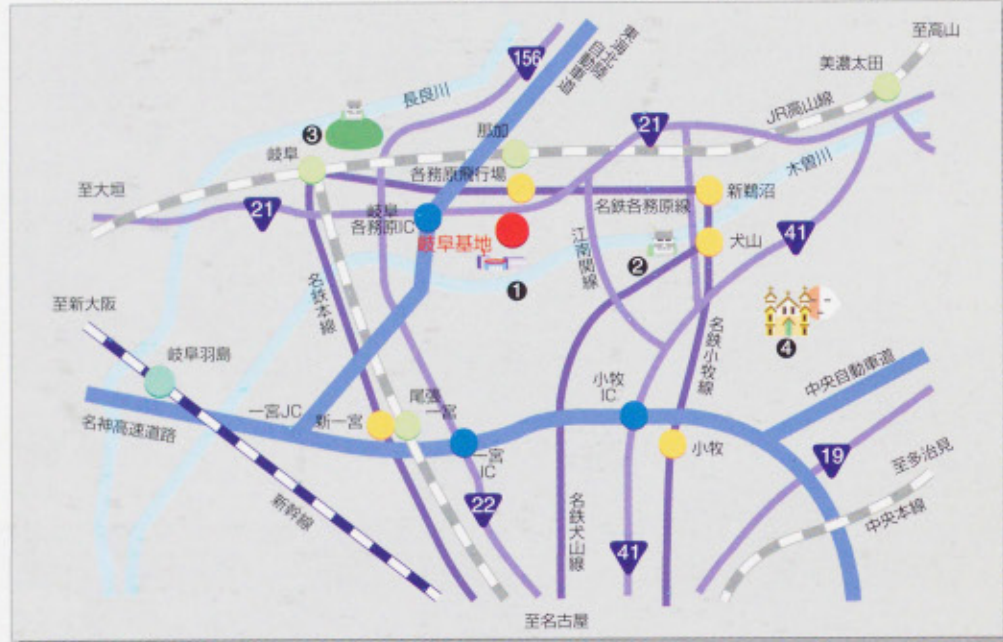
GIFU AIR BASE

Gifu air base was opened on 1917.
This is the oldest active air field in Japan.
Since then, this air field was
center of aircraft development. Hien
and Zero were made firstflight
at this air field.



周辺地図

A C C E S S G U I D E



基地：名鉄各務原飛行場駅 徒歩10分

基地周辺案内

- ① かかみがはら航空宇宙博物館へ車で約10分
- ② 犬山城まで車で約20分
- ③ 岐阜城・長良川へ車で約30分
(電車・バスで約30分)
- ④ 明治村・リトルワールドへ車で約40分



▲かかみがはら航空宇宙博物館

▼航空機展示地区



基地見学の申し込み

〒504-8701
 岐阜県各務原市那加無番地
 航空自衛隊岐阜基地基地渉外室
 TEL 0583-82-1101 内線2309
 FAX 0583-82-1101 内線2311
 又は最寄りの自衛隊地方連絡部へ

発行年月 平成10年1月
 発行者 各務原市役所
 〒504-8555
 岐阜県各務原市那加桜町
 1丁目6-9
 電話(0583)83-1111(代表)
 編集 総務部総務課基地対策係
 印刷所 山興印刷株式会社

